

資料 2

30食産第4135号

平成31年1月23日

日本農林規格調査会長 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



日本農林規格の制定等について（諮問）

下記1及び2に掲げる日本農林規格については制定を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第3条第4項の規定に基づき、下記3から10に掲げる日本農林規格については確認、及び下記11に掲げる日本農林規格については廃止を行う必要があることから、同法第5条において準用する第3条第4項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格
- 2 青果市場の低温管理の日本農林規格

【確認】

- 3 乾めん類の日本農林規格（昭和61年6月9日農林水産省告示第911号）
- 4 トマト加工品の日本農林規格（昭和54年10月11日農林水産省告示第1419号）
- 5 醸造酢の日本農林規格（昭和54年6月8日農林水産省告示第801号）
- 6 ドレッシングの日本農林規格（昭和50年10月4日農林省告示第955号）
- 7 乾燥スープの日本農林規格（昭和50年5月30日農林省告示第602号）
- 8 手延べ干しめんの日本農林規格（平成16年6月18日農林水産省告示第1189号）
- 9 生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成15年10月31日農林水産省告示第1794号）
- 10 生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成16年6月25日農林水産省告示第1219号）

【廃止】

- 11 定温管理流通加工食品の日本農林規格（平成21年4月16日農林水産省告示第518号）